

# 江戸川区公共施設整備検討委員会に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して設置する江戸川区の公共施設のうち、その活用の効果があると江戸川区長（以下「区長」という。）が認めるもの（以下「対象公共施設」という。）の整備を行うに当たり、その検討過程の透明性を確保するとともに、審査等を適正かつ公平に行うため、江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和5年11月江戸川区条例第41号。以下「条例」という。）により設置した江戸川区公共施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象公共施設の整備手法に関すること。
- (2) 対象公共施設の公募審査等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設整備に関し、区長が必要と認めること。

## (組織)

第3条 委員会は、学識経験者3名並びに経営企画部長、新庁舎・施設整備部長及び都市開発部長をもって組織する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。  
2 委員長は、委員の互選により選任する。  
3 副委員長は、委員長が指名する。  
4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。  
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。  
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。  
3 会議は、非公開とする。ただし、議事の要旨については、速やかに公表する。  
4 委員長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）により、委員会に出席することができる。

(委員等以外の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び条例第5条に規定する専門委員(以下「委員等」という。)以外の者に対し、委員会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員等及び前条の規定により会議に出席した者は、会議の内容その他の会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、新庁舎・施設整備部計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和7年10月30日から施行する。